令和７年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人

かつらぎ町社会福祉協議会

－　目　次　－

令和７年度　基本方針　……1

重点目標の概要説明……2

係別の重点目標

（本所）
◆総務係……5
◆地域係……6
◆相談支援係……7
◆居宅支援係……8
◆包括支援係【地域包括支援センター】……9

（花園支所）
◆施設支援係【高齢者生活福祉センター・通所介護事業所】……１１
◆訪問支援係……１３

係別の個別計画

（本所）
◆総務係……１５
◆地域係……１８
◆相談支援係……２４
◆居宅支援係……２７
◆包括支援係【地域包括支援センター】……２９

（花園支所）
◆施設支援係【高齢者生活福祉センター・通所介護事業所】……３４
◆訪問支援係……３６

令和７年度　基本方針

社会福祉協議会では、制度の枠組みにとらわれることなく、一人ひとりの生活状況や思いに寄り添う「目配り・気配り・心配り」の精神で、きめ細やかな支援活動を展開しています。しかし、急速な少子高齢化や人口減少、核家族化により、地域での人と人とのつながりが弱くなり、地域に新たなリーダー的な役割の人がいなければ地域社会が成り立たなくなることも考えられる中、伝統的な地域のつながりと専門的な福祉サービスを効果的に組み合わせた新しい形の地域福祉の構築が求められています。

本会においては、地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムの構築、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や関係機関など、地域のさまざまな主体が「我がごと（自分ごと）」として参画し、地域住民一人ひとりの暮らしに、生きがいや健康の増進、仲間づくりを通して、「自分の居場所で自分らしく一人ひとりの暮らしと文化を大切にする地域づくり」という視点を持ち、世代や分野を超え相互につながり、それぞれの特性を生かしながら協力し、支え合いながら暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

重点目標

１．一人ひとりに寄り添い見守る地域づくり（相談支援）

目配り、気配り、心配りによる、安心して暮らせる福祉のまちを目指します

２．地域で活躍できる居場所と出番づくり（活躍支援）

すべての人が主体的に地域の問題に取り組むまちを目指します

３．支え合い助け合いの地域づくり（地域づくりに向けた支援）

多様な問題に連携しながら取り組むまちを目指します

１．一人ひとりに寄り添い見守る地域づくり（相談支援）

①判断能力が不十分な方、複合的な生活課題を抱える世帯をチームで支援

・判断能力が不十分な方の「権利擁護」と「意思決定支援」の仕組みづくり
・成年後見利用促進と合わせて、高齢福祉分野、障害福祉分野、児童福祉分野、生活困窮分野の担当者が課題を共有し、負担を軽減できる仕組みづくり
・成年後見制度利用促進にかかる啓発・相談の実施
・専門職、福祉関係者、行政関係者によるケース検討の実施
・法人後見の実施

②資金貸付制度をきっかけとした生活支援の強化

・新型コロナ特例貸付の債務者への支援と免除者への継続支援

③短期集中型通所サービスＣの充実

・活用推進に向けた介護事業所やサロン等への普及啓発
・利用に伴うケアマネジメントの実践と成功事例の蓄積・取材

④災害時に配慮を必要とする方の支援体制の構築

・災害時の要配慮者個別懇談会の開催
・普段の暮らしと防災を関連づけて考える取り組みの普及

２．地域で活躍できる居場所と出番づくり（活躍支援）

①生活支援コーディネーター業務（生活支援体制整備事業）の受託による居場所と出番の創出

・社会参加による介護予防、健康寿命の延伸
・週１回以上の通いの場の確保（地域リーダーの発見・育成・サポート）
※気軽で身軽で手軽な集いの場づくり
・認知症高齢者の地域見守りつながり会議の開催
・社会福祉法人等と連携した制度の狭間の支援、連絡会の実施

②ボランティア活動の機会づくりと福祉教育・福祉人材の育成

・認知症や障害に関する理解の促進
・合理的配慮研修会の実施
・学生を対象とした職場体験・社協オープンカンパニーの実施

③認知症の理解と当事者・家族への支援体制の強化

・笠田高校との連携による認知症カフェの運営
・認知症キッズサポーター養成講座の開催
・チームオレンジの活動支援

3．支え合い助け合いの地域づくり（地域づくりに向けた支援）

①地域住民や関係者への情報発信

・「伝える」より「伝わる」を意識した情報発信

→福祉かつらぎ・パンフレット・ホームページ・SNS の活用

・必要とされる社協、選ばれる事業所づくり

→健康づくりや認知症予防などの出前講座の実施

②生活困難ニーズの把握・早期発見

・ふくし何でも相談の実施

・生活困窮世帯の調査

4．その他（見直しや改善）

①事務の合理化（係を超えた協議の場の確保）

・グループウェアの活用

・自然災害・感染症発生時における業務継続計画（BCP）の検証

②人材の育成

・情報発信する職員自身の広報マインドの向上研修の実施

・職員の健康増進に関する取り組みの検討・実施

係別の重点目標

総務係　の重点目標

(1)	**情報発信の強化**
	地域福祉の担い手が多様化する中で、社会福祉協議会の存在意義の見える化と、多様な機関との連携・協働を一層促進するため、様々な広報媒体を活用した情報発信が重要となります。そのために、関係部署と連携し情報共有を図り、広報紙だけではなく次世代を担う若者やその保護者世代等に向けたSNS等の多様な媒体の活用に取り組みます。 ・福祉かつらぎの発行 ・ホームページの更新 ・SNSやメディアの活用 ・情報発信する職員自身の広報マインドの向上
(2)	**自然災害・感染症発生時における業務継続計画（BCP）の検証と見直し**
	地震などによる大規模災害の発生や感染症が拡大すると通常業務が困難となります。まず、業務を中断させないように業務継続計画（ＢＣＰ）に基づいた訓練を実施・検証し、見えてきた課題の見直しを行います。 ・検証検討会の開催 ・訓練を通じて検証 ・施設・備品の確認
(3)	**事務の合理化**
	ICT化の推進により業務の効率化や生産性の向上、ペーパーレス化に取り組みます。 ・グループウェアの活用 ・ネットワーク環境の強化
(4)	**福祉人材の育成**
	地域福祉活動を知り、興味を持ち、将来的にかつらぎ町の福祉に貢献する人材を育成します。 ・社会福祉士実習の受け入れ ・学生を対象とした職場体験・社協オープンカンパニーの実施 ・職員の健康増進に関する取り組みの検討・実施

地域係　の重点目標

（1）生活支援コーディネーター業務（生活支援体制整備事業）の受託による居場所と出番の創出

地域に出向いて既にある支え合い活動を把握し、その活動の意義を共有するとともに、居場所と出番の必要性を地域に発信します。

また、地域で活躍している人との話し合いの場を持ち、地域の特色を生かした人とのつながりや、住民主体の健康づくり・サロン活動などの企画・運営をサポートし、地域に根ざした生活支援、高齢者の社会参加の促進に努めます。

また、介護予防・生活支援の活動を始めたい人や団体の立ち上げ支援、地域で必要とする介護予防・生活支援の活動の仕組みづくりにより、高齢者が住みやすい地域づくりに取り組んでいきます。

○地域資源の開発（週１回以上の通いの場の確保を目指す）
- 地域リーダーの育成やサポート
  （地域支え合い講座やボランティア養成講座の開催と充実）
- 社会参加による介護予防、健康寿命の延伸
- 地域支え合い講座の開催と充実

○高齢者の健康・生きがいづくり
- 保健師と協働により高齢者の健康づくりを強化
- いきいきサロンとの連携強化（出前講座の実施）
- 老人クラブの健康づくり講座の小規模開催と内容の充実

○社会福祉法人等連絡会の実施
○友愛訪問活動の充実（地域見守り協力員等との連携）
○短期集中型サービスＣとの連携（Ｃ型サービス卒業後の生きがいづくり）

（2）ボランティアの機会づくりと福祉教育の推進

人口の減少や高齢化が進む中で、地域活動やボランティア活動に関心を持つ住民の増加を目指すとともに、子どものころから福祉のこころを育むことができるよう、小・中・高等学校、大学と連携し、福祉教育の充実を図ります。

○ボランティア活動に関する情報発信の充実
（広報・ホームページ・ＳＮＳなど）
○合理的配慮研修会の実施
○夏のボランティア体験事業の充実
○町内企業との連携（企業ボランティア）

（3）災害時に配慮を必要とする方の支援体制の構築

日頃の活動の積み重ねによって、地域の防災力を高め、災害時にも機能する「支え合い、助け合うまち」を目指します。

○災害福祉マップの更新
○災害時避難行動要支援者の個別懇談会の開催
○高校生向けに防災ボランティア講座を開催（町内２校で開催）

相談支援係　の重点目標

（1）生活困難ニーズの発見及び対応策の強化

生活困難状態に陥ることで、虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、自殺、犯罪などに繋がるケースが増加します。生活困難世帯の課題は、就労や心身の不調、家計、家族の問題など、多様で複合化しており、社会的孤立に陥っている人ほどＳＯＳを発することが難しい状況です。課題がより深刻となる前に早期にニーズを受け止め、支援することが生活困難状態からの早期自立に結びつくため、必要な情報提供や助言、適切な生活支援を行うとともに、関係機関と連携し、またその架け橋となってサポート体制を強化します。

① ふくし何でも相談
② 弁護士による無料法律相談
③ 生活困窮世帯の実態調査
④ 複合的な課題に対する支援会議

（2）資金貸付制度をきっかけとした生活支援の強化

安定した生活をおくるため、資金の貸付けだけでなく、生活相談や家計指導など関係機関との連携により、生活支援を強化します。

①資金貸付制度（生活福祉資金貸付制度・民生金庫貸付制度）
②新型コロナ特例貸付の債務者への支援と免除者への継続支援強化
③現物給付の仕組みづくり

（3）意思決定支援を重視した権利擁護の強化

ひとり暮らしや高齢者世帯における認知機能の低下や、身寄りがないなど孤独孤立の状態に置かれている方も多くいます。また障がい施策の分野では、障害のある方の地域移行が進んでおり、判断能力が不十分な方を地域で見守る体制整備が重要となっています。どこでどのように暮らすのか、そこで自分らしく生きていくこと、それは誰にとってもかけがえのないことです。障がいの有無に関わらず、すべての住民が本人主体の意思決定により自分の居場所で自分らしい生活ができるよう、地域住民や福祉関係者、行政機関などに司法を加えた様々な分野・主体とのチームをつくることを目指し、切れ目ない権利擁護支援を強化します。

① 福祉サービス利用援助事業の実施
② 法人後見制度の実施
③ 権利擁護センター　ほっとサポートかつらぎ　の運営
④ 啓発活動の強化
⑤ 寄り添いサロンの充実

居宅支援係　の重点目標

（1）資質向上によるケアマネジメントの充実

利用者の生活状況を総合的に把握し、ニーズに応じた様々なサービスをコーディネートできるよう知識・技術の向上に努め、介護支援専門員が一人で悩みを抱えることなく、事業所全体で問題の解決方法を導き、サービスの質の向上を目指します。

①各種研修会への参加
②事業所内でミーティングや内部研修を実施
③入退院時における病院との連携
④地域ケア個別会議への参加
⑤サービスや社会資源に関する最新情報の取得
⑥ケアプランの自己点検

（2）困難事例への対応力強化

独居・認知症・生活困窮等、複合的な課題を抱える利用者の支援に対して、他事業所や多職種、関係機関との連携により、問題解決に向けた対応力の強化を図るとともに必要な制度や地域課題を見つけ、地域包括支援センターなどに資源開発の提案ができるよう意識します。

また、災害時避難における要援護者に対して、社協内部の各係、地域の関係者やサービス事業所などと連携を図り支援体制を協議します。

①困難事例検討会の開催
②資源開発への提案
③災害に備えた支援体制の強化

（3）選ばれる事業所づくり

介護サービスを必要とする方から安心して相談していただけるように、また医療機関や介護サービス事業所等から信頼が得られるよう努め、支援件数の安定的維持と確保を目指します。

①広報やホームページへの掲載
②関係機関との連携を強化
③キャラバンメイト活動への参加

【サービス目標】

一人ひとりに寄り添い、一日でも長く住み慣れた場所で、その人らしい尊厳のある自立した生活が送れるよう、医療機関や介護サービス事業所、地域包括支援センターなどの関係機関や多職種との連携を図り、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

包括支援係　の重点目標【地域包括支援センター】

（1）元気いこら教室の利用定着と自立支援ケアマネジメントの実践

団塊の世代の方々が７５歳に到達し、今後は介護を必要とする方が増えてくると思われます。実際、新規認定者も緩やかに増えてきている状況で、将来的には介護人材不足等により介護を必要とする方が十分な介護サービスが受けられないことも考えられます。2024年4月元気いこら教室（短期集中型通所サービスC）が見直され、3か月間目標に向かってリハビリを行い、利用者が地域でいつまでも元気でイキイキと暮らしていけるよう教室の利用定着とケアマネジメント力の向上を目指します。

○体制支援

- 元気いこら教室の積極的活用とケアマネジメントの実践
- 元気いこら教室利用者と生活支援コーディネーターとの連携による社会参加の推進
- 介護支援専門員の自立支援・重度化防止を目指したケアマネジメント力向上研修の開催
- 自立支援型地域ケア個別会議の開催

○普及啓発

- 元気いこら教室の普及と自立支援の考え方の定着を働きかける地域住民への出前講座や広報等の普及啓発

（2）認知症の方々の居場所づくりとチームオレンジ活動の体制づくり

少子高齢化・団塊世代の増加により、一人暮らしや高齢者世帯が増えてきています。認知機能が低下することで社会参加の機会が減少し、閉じこもり傾向となることで認知機能の悪化を招くことになります。認知症に関する問題は非常に大きな問題であり、住み慣れた地域でできるだけ長く生活するには、認知症の方やその家族の居場所づくりによる社会参加の推進と、それを見守り支援する良き理解者の育成に取り組んでいきます。

○居場所づくり

- つれもてカフェ（認知症カフェ）の運営
- 笠田高校との連携による認知症の理解とまったりカフェの開催
- 認知症家族の会の支援

○普及啓発・良き理解者の育成

- 認知症サポーター養成講座の開催ならびに認知症ステップアップ講座の開催
- 認知症キッズサポーター養成講座の開催（小学生対象）
- ｷｬﾗﾊﾞﾝﾒｲﾄ交流会の開催

・認知症予防･理解普及啓発（出前講座・講演会等）
・認知症月間によるオレンジライトアップ等による普及啓発
・チームオレンジ活動支援（チームオレンジ連絡会の開催、啓発グッズ作り、カフェや地域交流での協力等）

（3）医療・介護連携による認知症高齢者への支援体制の充実

一人暮らし・高齢者世帯が増えている中、認知機能の低下等により日常生活に支障をきたす方が増加の傾向にあり相談件数も増えてきています。ケースによっては医療や介護につながっておらず、家族も対応に困っているケースも見受けられます。それらのケースに迅速に対応していくため、各専門職が連携し相談対応にあたり、相談者に必要な情報提供や助言、支援を行います。また、適切な支援を行うために関係機関と連携に努め日常生活をサポートします。

○相談支援体制

・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員による常設相談
・もの忘れ相談日の設置
・居宅介護支援事業所の介護支援専門員への後方支援
（相談に伴う助言・指導・同行訪問、介護事業所等への研修会の開催）
・認知症初期集中支援チームの積極的活用と同行訪問等の連携支援の強化
・認知症疾患医療センター・専門医との情報共有
・権利擁護センター（ほっとサポートかつらぎ）との連携
・地域の集まりに出向いての地域包括支援センターの役割周知や顔の見える関係づくり

花園支所・施設支援係　の重点目標

【高齢者生活福祉センター】

(1) 住みなれた地域での在宅生活の継続支援	花園地域において高齢化率も５０％を超え、一人暮らし世帯も増加傾向にあり、生活・健康に不安を抱える方の生活課題を関係機関と協力し解決に取り組みます。 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう生活支援コーディネーターと協力し、地域におけるボランティア活動の活性化に取り組みます。 法令を遵守し、安心安全なサービスの提供に取り組みます。
(2) 高齢者福祉センターの充実	高齢者の心身の健康を保持し、ふれあいを深め、高齢者及びその介護家族に対する相談・指導等の援助活動を行い、当該高齢者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上を図ります。 ・生きがいデイサービス（介護保険認定外の方へのサービス） ・ふれあいサービス事業（高齢者の社会生活上必要不可欠な外出援助） ※空白地有償運送の受託運営 ・配食サービス事業（毎週水曜日　夕食） ・入所事業（住居の提供、入居者に対する各種相談、助言、緊急時の対応）
(3) サービスの向上	「サービスの向上のためにできることは何か」を常に考え、職員間で協議・共有しながら、より良いサービスの提供に取り組みます。

【通所介護事業所】

(1)	**住み慣れた花園で、平穏に暮らせられるようサービスを提供する**
	通所介護計画書・通所介護予防計画書沿った援助の実践 個々の問題点に沿った計画を行い、利用者に寄り添いながら楽しい時間を過ごしていただきます。又、不安を抱える方に少しでも話しやすい雰囲気を作り、対話に努める。 利用中の転倒や種々の感染を起きないよう安全に配慮します。災害等についてはＢＣＰに基づき対応を致します。
(2)	**家族の身体的・精神的負担を軽減し、安心して生活が送れるよう援助する**
	健康管理に留意し、異常があれば関係機関に報告し、処置を行います。 (バイタルチェック・状態の観察・必要な処置等) 介護者とのコミュニケーションを円滑に取り、不安の解消に努めます。 特に遠方におられる介護者については、安心していただけるよう連絡を密にします。 主治医・ケアマネジャーとの連携 細やかな情報の提供及び共有を図ります。
(3)	**年間行事やボランティア・梁瀬小学校との交流を図る**
	飽きの来ない充実した行事を提供し、心身の維持・安定に努めます。 毎月新しいレクリエーションやクラフトを提供します。 ボランティア・梁瀬小学校との調整を行い孤立感からの解消を図ります。

【サービス目標】
介護保険サービスの事業者として、地域での社会的孤立感の解消を目指し見守り支援します。
また、利用者と地域の方・梁瀬小学校との交流により、地域内でのふれあいを図ります。

花園支所・訪問支援係　の重点目標

(1) 利用者に合ったサービス提供	花園では、唯一の介護事業所として欠かせない場所です。 利用者一人ひとりの個性と、心身の特性を踏まえて、その人の持つべき能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を適切に行うために、ケアマネ、関係者等と連携し、利用者にとって何が必要かを見極めながら利用者の出来るという自尊心を尊重しながらサービスの提供にあたります。
(2) 地域に密着したケアの充実	介護保険サービス、障がい福祉サービスの事業として見守り支援します。 職員は、笑顔で接すると共に利用者や家族だけでなく、地域住民にも目を配り不安や悩みをキャッチし、ケアマネ、関係者等に伝へ必要な人の支援を見逃さないよう心掛け支援します。 職員は、報告・連絡・相談を徹底し毎朝のミーティングでよく話し合いチーム力を高めサービスの提供にあたります。
(3) 利用者が、安心してサービスが受けられる環境整備	利用者を守り自分達自身も守る為にも、感染対策を徹底し感染症の予防に努め、ヘルパー業務を維持できるよう努めます。 利用者のニーズに的確に対応する為、各種研修会への参加及び職場研修にて、知識技術の習得に努めます。又利用者の人権擁護・虐待等の防止のための従業員に対する研修にも努めます。 訪問時の災害時には、避難所への誘導、安否確認等に努めます。

【サービス目標】

訪問により利用者や、家族の希望及び生活機能を低下させないよう、住み慣れた地域に出来る限り長く、安心して暮らせるように関係者等と連携を図りながら、利用者に寄り添い笑顔で過ごせるよう支援していきます。

係別の個別計画

総務係　の個別計画

(1)情報発信の強化

取り組み	内　容	重点事項
①福祉かつらぎの発行	・毎月の発行によって、社協の活動や福祉に関わる情報を発信します。	・見やすい紙面に心がけます。 ・支え合いや助け合い活動の輪が広がるよう、地域活動やボランティア活動へのきっかけとなる情報を発信します。 ・社協が行う各々の事業や取り組みを分かりやすく紹介し、社協活動への理解者や参画者を幅広く募ります。
②ホームページの更新	・社協活動や福祉にかかわる情報をリアルタイムに発信する。	・多様なメディアを活用し、リアルタイムな発信をめざします。
③SNS の活用	・年齢層や世代を意識した多角的な情報発信を行います。	
④情報発信する職員自身の広報マインドの向上	・相手に伝わる情報発信を学ぶために職員研修を実施します。	・SNS など情報発信する際に必要な正しい知識を身につけます。

(2)自然災害・感染症発生時における業務継続計画（BCP）の検証と見直し

取り組み	内　容	重点事項
①検証検討会の開催	・各部署の担当者による協議の場を定期的（月１回程度）に設けます。	・計画の実効性・有効性を確認するため、各部署と連携し取り組みます。
②訓練を通じた検証	・業務継続計画（BCP）に基づいた訓練を実施します。	・自然災害時・感染症発生時でも業務を中断させることのないよう検証・見直しを行います。
③施設・備品の確認	・災害時に必要な備品や資機材の点検や施設の避難経路の確認を定期的に行います。	・災害時の初動体制と合わせて検討します。

(3) 事務の合理化

取り組み	内 容	重点事項
①グループウェアの活用	・グループウェアの活用により、業務の効率化を図ります。	・職員のスケジュール管理、公用車や会議室の管理業務など職員間で情報を共有し効率化を目指します。
②ネットワーク環境の強化	・災害時のシステム障害に備え、また、ICT 化へのネットワーク環境を強化します。	・業務データをサーバー上へ移行後、各係と定期的に運用状況を共有し災害などに備えます。

(4) 法人の運営

取り組み	内 容	重点事項
①理事会の運営	・事業を企画、執行します。	・住民をはじめ専門機関とのつながりを生かしたネットワーク、行政とのパートナーシップなどの強みを生かして運営します。
②評議員会の運営	・法人にとって重要な事項を決定し、議決した事項を協働して遂行します。	
③事業・人事・財務管理	・監事会の実施や法的対応、人事、基金の運営、経理事務を行います。	・社会福祉法人の使命に即応した事業実施、財務管理を行います。 ・職員の健康増進に関する取り組みの検討・実施。
④地域福祉活動計画の進行管理	・数値目標を設定し、地域福祉活動計画の進行管理に努めます。	・第３次地域福祉活動計画１年目であり、数字による見える化を図ります。
⑤会員制度の運営	・会員を募集し、社会福祉協議会の基盤整備及びネットワークの強化を図り、自主財源の確保に努めます。	・法人へ働きかけます。
⑥和歌山県社会福祉協議会等との連携	・和歌山県社会福祉協議会や市町村社協連絡協議会などと連携し、広域的な協働で資質の向上に努めます。	・各種の研修会に参加し、職員の資質向上に努めます。
⑦コーディネート機能の向上	・必要なサービスを必要な人に届けられるよう、福祉の受け手と担い手をつなぐコーディネーターの存在が必要であり、ニーズをしっかりと施策に反映させます。そのために、職員全員が相談窓口であるという意識を持ち、見守り活動の充実を目指します。	・職員研修の実施により、ニーズをニーズとして、きっちり受け止められる職員を育成します。

⑧福祉サービスに関する苦情解決体制	・苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置し、苦情や意見の収集と対応を重ね、サービスの改善に役立てます。	・事業の周知を図ります。
⑨福祉人材の育成	・地域福祉活動を知り、興味を持ち、将来的にかつらぎ町の福祉に貢献する人材を育成します。	・社会福祉士実習を受け入れます。 ・学生を対象とした職場体験・社協オープンカンパニーの実施。
⑩フードパントリーの実施	・企業における食品ロスの削減と資源の有効活用のため、商品の寄贈を通じた支え合いの輪を広げます。	・企業等と連携し子育て世帯や支援を必要とする方へ支え合いの輪をつなげられるよう情報を発信します。

地域係　の個別計画

(1) 生活支援コーディネーター業務の受託（生活支援体制整備事業）による居場所と出番の創出

（生活支援コーディネーター業務の受託）

取り組み	内　容	重点事項
①地域資源の開発	・地域に不足するサービス及び支援の創出 ・サービス及び支援の担い手の育成 ・元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保	・サロンや身近な集まりなど地域にある居場所や活躍できる場を把握します。 ・令和５・６年に行ったアンケートを整理し地域検証をします。 ・週１回以上の通いの場の確保を目指します。 ・資源マップを定期的に更新します。 ・町内の高齢者の集いの場のパンフレット作成に向けて、他市町村のパンフレットを取り寄せ検討します。 ・ボランティア養成講座の充実に取り組み、担い手育成・発掘に取り組みます。また、各地域単位での支え合い講座を開催し、地域にある支え合いの再確認をする中で、地域のニーズや担い手の把握をし、地域住民と共に支え合いについて考える機会をつくります。
②ネットワークの構築	・関係者間の情報共有 ・事業主体間の連携の体制づくり	・コーディネーターの役割を、関係機関や地域で活躍されている方に正しく知ってもらえるよう啓発します。 ・長寿社会係、衛生係、地域包括支援センター等各関係機関との協議の場を定期的に持ち、目指す目標を共有し、また、協働で取り組むことで連携強化に努めます。
③ニーズと取り組みのマッチング	・地域の支援ニーズと事業主体の活動のマッチング	・ニーズに対応できる活動を把握しリスト化します。 ・ニーズがあっても活動がないことが予測されるため、ニーズに基づき、地域の関係者と話し合いの場を設けます。
④会議への出席	・かつらぎ町地域包括ケア会議や関係機関が主催する会議へ出席し、情報共有や連携体制づくりを行う。	・積極的に会議へ参加し、関係者からのニーズ把握に努めます。 ・改善に向けて関係者と一緒に協議します。

⑤協議体に関する業務	・第１層協議体では、把握した地域課題やニーズを報告し、必要とするサービスについて協議を行う。 ・第２層協議体については、設置に向けての検討や協議を行う。	・第１層協議体で活動状況をわかりやすく報告できるよう、地域課題やニーズの整理・分析を行い、報告資料を作成します。 ・目指すゴールを委員の方、各関係機関と共有し、地域づくりについて意見交換を行い、共に地域づくりについて協議・検討します。
⑥その他の業務	・生活支援コーディネーターの研修、関係機関との連携を図る。	・国や県が開催する研修会に積極的に参加します。 ・先進地を視察します。 ・地域包括支援センターや役場関係課と定期的に協議します。

（居場所と出番の創出に関連した取り組み）

取り組み	内　容	重点事項
⑦高齢者の健康・生きがいづくり	・老人クラブ連合会活動やいきいきサロン活動と連携して取り組むことで、高齢者の健康づくりや、生きがいづくりに取り組みます。	・地域で気軽に取り組める健康づくり講座を開催し、地域リーダーを育成・サポートします。公民館単位で回数を増やして開催します。 ・魅力ある老人クラブづくりに努め、会員の増加を図ります。 ・サロン代表者会や健康相談への参加により地域の特色を掴み、その特色にあった出前講座を実施し、健康意識を高めます。
⑧短期集中型サービスＣとの連携	・長寿社会係、衛生課、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所との連携にて、短期集中型サービスＣ卒業者の卒業後の生きがいづくりのサポートに努めます。	・サービスＣの対象の高齢者の担当者会への出席により、本人の卒業後の目標設定と地域での過ごし方を一緒に考え、本人の望む居場所と出番づくりを検討します。
⑨障がい（児）者の社会参加	・障がい(児)者の健康づくり、生きがいづくりに取り組み、積極的に外に出て行く機会をつくります。	・身体障害者会や障がい児者父母の会など、関係団体との連携により、障がいをもつ方と地域の方が協働で取り組める仕組みをつくります。 ・障がい者ふれあい交流事業を実施します。

⑩若者の社会参加	・不登校、未就労者の居場所づくりに取り組みます。	・ＮＰＯ法人よりみち、よつ葉福祉会など、関係団体との連携により生活課題を共有し、居場所づくりの充実に努めます。
⑪社会福祉法人等と連携した制度の狭間の支援･連絡会の実施	・社会福祉法人は、地域課題に対する社会貢献活動が責務となっており、日頃の活動から見えてくる課題を社会福祉法人等の関係者が共有し、課題解決に向けた実践活動を展開します。	・社会福祉法人等連絡会を開催し、日頃の活動において課題となっていることを共有します。 ・見えてきた地域課題について、支援策を検討します。

（２）住民参加型福祉サービスの展開

取り組み	内　容	重点事項
①ちょっとサポート事業	・制度では対応しきれないちょっとした困りごとを、地域の人々の助け合い活動によって解決を目指します。	・活動時期を定めず、対象者の希望とボランティアの都合の良い日を調整し、必要な時期に実施します。 ・ホームページやSNSに活動を見える化し新たなボランティア登録者数の増加に努めます。
②配食サービス	・民生委員やボランティアの協力により、弁当を調理・配達し、利用者の安否を確認することで見守り体制の充実を図ります。	・地域住民やボランティアのつながりを深めます。
③友愛電話	・ボランティアの電話により、安否確認や日常生活での不安や気になっていることの相談に応じます。	・電話により孤立や不安を和らげ、会話の中から課題を発見し、関係機関との連携により見守り活動を充実します。
④友愛訪問活動	・見守り訪問の機会を増やし、孤独や孤立で苦しんでいる人の早期発見につなげます。	・民生委員による友愛訪問の強化（配食サービス休止中の６月～９月と年末の友愛訪問） ・地域見守り協力員等との連携
⑤音声による広報 点字広報の作成 ※目が不自由な方への情報提供	・ボランティアの協力を得て、音声での広報や点字での広報を作成し、目が不自由な方にもしっかりと伝わる広報活動に取り組みます。	・新たに必要とする方の把握に取り組みます。

（3）ボランティア活動の機会づくりと福祉教育の推進

取り組み	内 容	重点事項
①ボランティア活動に関するコーディネート業務	・ボランティア活動に関する相談や情報の提供、ボランティア登録の促進、ボランティアの担い手の育成や支援、ボランティア保険の加入を促進します。	・ボランティア団体と連携しながら、ボランティアの情報発信や、担い手の育成に努めます。 ・コーディネート機能の向上に取り組み、他機関との連携を深めます。 ・広報やホームページ・ＳＮＳを通じて啓発します。
②ふれあい活動の支援	・町内で世代や立場、障がいの有無などを超えた交流、ふれあいの機会を提供する団体に対して助成を行います。	・町が実施するサロン助成事業との重複を避け、若者や障がい者、災害時の避難行動支援者など、世代を超えた活動への支援に重きをおきます。また、新たに集いの場をつくる団体、個人への支援に取り組みます。
③児童・生徒への福祉教育の推進	・小・中学校、高等学校での人権啓発や学習会を通じて、将来的な地域福祉の担い手の育成に取り組みます。	・高齢者・障がい児者団体、ボランティア団体との連携により取り組みます。 ・学校が必要としている福祉教育についてアンケートを実施し、福祉教育のパンフレットの見直しを検討します。
④一般住民への福祉教育の推進	・ボランティア活動や介護に関する知識など、住民が必要とするサービスを自ら学び、身につけるための学習の機会を提供します。	・ボランティア講座を開催し、ボランティアの担い手の増加に努めます。
⑤ボランティア体験事業	・いつでも、どこでも、だれでも気軽に、ボランティア活動のきっかけづくりの機会を提供し、新たな担い手の確保をはかります。	・新たにできたサークルと共に要約筆記に関する体験事業を企画し体験講座開催の実施へ取り組みます。 ・夏のボランティア体験事業のメニューを充実し、高校生や一般住民にチラシで呼びかけ、参加の促進に努めます。
⑥ボランティアまつり開催支援	・ボランティア活動の紹介を行い、助け合いや支えあいの輪を広げます。	・ボランティア連絡協議会と連携して取り組みます。
⑦町内企業との連携（企業ボランティア）	・ボランティア活動の機会づくりを企業と協力して取り組みます。	・企業の得意とする分野を生かした居場所と出番づくりを検討します。

（4）地域福祉への理解の促進

取り組み	内 容	重点事項
①赤い羽根共同募金歳末たすけあい募金	・社協や県内の福祉施設などに助成する赤い羽根共同募金（10月）、年末年始に支援を必要とする方々に助成する歳末たすけあい募金（12月）の募金活動を、自治区、町内会、小・中学校、高等学校、町役場や関係機関などに協力を依頼することで、福祉活動への理解の促進を図っていきます。	・共同募金の使いみちを明確にすることにより、活動に対する住民の理解と協力を得ます。 ・地域ニーズに即した募金の在り方を検討します。 ・取り組みの基盤となる共同募金委員会組織の在り方を検討します。
②社会を明るくする運動の実施	・地域における犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人たちの更生を支える地域づくりを推進していきます。	・７月の強調月間での啓発は継続実施とし、予防や更生のための支援策は、保護司や更生保護女性会などと協議していきます。
③恒久平和の実現	・戦没者追悼式の開催支援や遺族会活動の支援を通じて地域住民が平和について考え、地域のつながりときずなを深める機会をつくります。	・平和な社会について考える作文の募集などの活動を通じ、子どもや孫に継承できるよう努めます。

（5）災害時に配慮を必要とする方の支援体制の構築

取り組み	内 容	重点事項
①災害福祉マップの更新	・災害時の要配慮者を調査し、住居の把握のため地図と併せて管理します。 ・情報を最新に保つために、毎年更新処理を行います。	・民生委員の９月調査において更新します。 ・町が実施する災害時避難行動要支援者に対する個別計画に協力します。
②災害時避難行動要支援者の個別懇談会の開催	・災害発生時の避難について、本人や家族、関係者だけでは、不安がある方に対して個別懇談会を開催し、避難方法を検討します。	・心身の状況から特に支援が必要な方から懇談会を開催します。（ハザードマップ上で危険箇所に居住している方を優先）
③かつらぎ町自主防災組織連絡協議会との連携	・災害時の要配慮者の把握と、災害時の支援活動をどのように展開するのか、地域の自主防災組織に働きかけ、支援方策を検討し、災害時に備えます。	・身近な地域での支援体制（自助・互助・共助）のあり方を引き続き検討します。

④災害ボランティアの確保	・災害時に社協や各関係団体と連携して活動できるボランティアを普段のボランティア活動を通じて確認します。	・普段活動しているボランティア(団体)が災害時にできることを確認し、関係団体との協議の場を持ちます。 ・高校生向けに防災ボランティア講座を学校のニーズに合わせて開催します。(町内２校での実施に取り組みます)
⑤災害ボランティアの育成	・災害時に備えて、人材の養成を目指します。	
⑥災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施	・県内市町村の社協と役割を分担しながら、継続して災害ボランティアセンター設置運営訓練に取り組みます。	・行政・社協・ＮＰＯ法人・地域の役割を整理し発災時には円滑にボランティア活動ができるよう訓練を実施します。
⑦災害ボランティアセンター運営スタッフの育成	・住民に対して災害ボランティアセンターの啓発を行い、災害時にボランティアとし関わってもらえるよう働きかけます。	・災害時の支援活動に関する研修の機会をつくります。
⑧かつらぎ町との連携	・かつらぎ町と社協が締結した「かつらぎ町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、かつらぎ町との協力関係のシミュレーションを行います。	・町の防災活動と連携して、社会福祉協議会の役割を明確にし、的確な体制がとれるよう協議・検討します。
⑨日本赤十字社かつらぎ町分区との連携	・活動資金の募集(５月～６月)を通じて災害救援活動に対する理解を促進し、かつらぎ町分区活動及び赤十字奉仕団活動などを通じて、地域のつながりやたすけあいを生み出します。	・活動資金の使いみちを明確にすることで住民への理解を深めます。 ・分区活動や奉仕団活動をわかりやすく周知することで、活動に関心を持つ住民を増やします。

相談支援係　の個別計画

（1）　生活困難ニーズの発見及び対応策の強化

取り組み	内　容	重点事項
①ふくし何でも相談	・住民の日常生活上のあらゆる相談に応じる福祉総合相談窓口としての機能を果たします。 ・いつでも気軽に相談ができるよう、職員が通常業務の中で対応します。 ・「どこに相談をすれば良いのか分からない」との声に応えるため、知名度の向上に努めます。	・「断らない相談」を念頭に、関係機関への架け橋となって日常生活をサポートします。 ・福祉かつらぎやホームページ、チラシの活用等により知名度を向上させ、住民だれもが相談できる窓口を目指します。
②弁護士による無料法律相談	・住民の日常生活上における法的トラブルに対して、気軽に相談できる窓口としての役割を果たします。 ・継続的に相談が必要な場合は、専門機関への橋渡しをします。	・防災ラジオやSNS等を活用して開催の周知に努めます。 ・利用者アンケートを継続し、指摘事項があれば改善に努めます。 ・継続的に相談が必要な利用者や法的トラブル以外の相談者に対しては、ふくし何でも相談として対応します。
③生活困窮世帯の実態調査	・民生委員・児童委員をはじめ、関係機関・団体が、それぞれの活動現場で、生活困窮状態にある人を発見した時は、連絡・連携を密にし、早期発見・早期対応に努めます。 ・定期的な調査を行い、継続的な見守り活動につなげます。	・社協における生活困窮世帯への支援策を広く周知することにより、早期発見・早期対応に結び付けます。 ・調査方法について、広く関係機関に意見を聴き、早期発見につなげられる方法を検討します。
④複合的な課題に対する支援会議	・複合的な課題を抱えた世帯への支援について、一つの部署や機関で抱え込むことがないよう、関係者が連携し支援会議を開催します。	・複合的な課題を抱えた世帯への支援について、関係機関の取り組みを調査し、緊急性の把握や課題の分析を行います。 ・支援会議を開催し、専門分野で支援策を検討共有します。 ・支援会議を通じて問題解決力や担当職員のコーディネート力の強化に努めます。

（2） 資金貸付制度をきっかけとした生活支援の強化

取り組み	内 容	重点事項
①資金貸付制度 ・生活福祉資金貸付制度 ・民生金庫貸付制度	・低所得者・高齢者・障害者世帯に対して、民生委員を通じて資金の貸付けと、必要な援助を行います。	・貸付けが目的とならないよう、生活困窮者支援・自立支援の一つのツールとして運用し生活の安定に向けた支援を行います。
②新型コロナ特例貸付の債務者への支援と免除者への継続支援強化	・新型コロナ特例貸付の貸付は終了したが、債務者の生活安定に向けた生活支援を継続します。 （返済期間:最長 10 年）	・非課税世帯等については、段階的に債権が免除となるが、債権がなくなったから支援終了ではなく、生活が安定するまで支援を継続します。
③現物給付制度の検討	・制度の狭間にあって、生活維持が必要な方への対応策として取り組み、対象者の自立につなげます。 ・県社協やフードバンクとの連携による物品の確保とともに、町民からの寄付と適切な配分について検討します。	・現物給付のみで解決するのか、継続的な支援が必要かの見極めを重視します。 ・町民からの物品寄贈の在り方を検討します。

（3）意思決定支援を重視した権利擁護の強化

取り組み	内 容	重点事項
①福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の実施	・判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方で、安定した生活のために継続的な支援が必要な方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。 ※日常生活金銭管理等事業 ・判断能力はあるが、継続的な相談支援が必要な方に対して、福祉サービス利用援助事業に準じたサービスを実施します。	・利用者の不安な思いに寄り添うことを第一に、その人に合った生活をともに考え、それぞれの支援計画を作成し、必要に応じて関係機関とも連携しながら、安心して地域で自分らしい生活が送れるようお手伝いします。
②法人後見制度の実施	・判断能力が不十分または判断できない方に対して、財産管理および身上保護についての法的行為を受任し、切れ目ない適切な支援を行います。	・成年後見制度への移行が必要な福祉サービス利用援助事業利用者には、生活の安定を継続できるよう、スムーズに必要な手続きを行います。

③権利擁護センター ほっとサポートかつらぎの運営	・「8050 問題」「親なき後問題」など、家族依存により課題が顕在化しないよう、社会的孤立の問題について、分野や世代に区切りのない相談支援体制の確立を目指します。	・成年後見制度の利用促進を目指し、中核機関の事務局機能・連絡調整機能の役割を果たし、関係機関と連携して取り組みます。 ・分野、世代を問わない実務者レベルでの支援体制を確立します。 ・中核的役割としてコーディネート力の強化、アウトリーチ機能を意識し、地域ニーズの発見に努めます。
④啓発活動の強化	・ 関係機関において権利擁護が住民の生活を守る重要な手段であることの認識を共有し、利用する方への啓発活動や、地域においてそうした声をあげることができない人を発見し支援につなげることを目的に、制度の活用が有効なケースなど具体的に事例を紹介し普及・啓発します。	・広報紙・ホームページ・パンフレットを活用し、権利擁護について住民にわかりやすく伝えるとともに、関係機関とも連携しながら啓発活動を活発に行えるよう取り組みます。
⑤寄り添いサロン	・人とのつながりが苦手な方や生活力が弱い方など、地域で安心して暮らせるチカラを自ら高めていくことを大切に調理や外出など社会的経験を通じて、自ら気づくキッカケを支援します。	・個別支援から出てきているニーズに対して取り組める方策を充実させます。 ・多様性に応じたサロン実施を検討します。

居宅支援係　の個別計画

（1）資質向上によるケアマネジメントの充実

取り組み	内　容	重点事項
① 各種研修会へ参加	・研修会に参加することで新たな知識や技術の取得により、専門性の向上を図り、自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現に向けて自己研鑽に努めます。	・職員各自の目標を設定した研修計画を作成、実行します。 ・各種の介護支援専門員研修を受講します。 ・包括支援センター主催の地域ケア研修会へ参加します。 ・その他行政機関等が実施する研修に適宜参加します。
② 事業所内でのミーティングと内部研修	・居宅介護支援事業所内の情報の共有、困難事例の検討を行い、相談や意見の交換、人材の育成に取り組みます。 ・事業所内で月１回事例検討等の研修会を実施します。	・週１回ミーティングを行い、必要に応じて問題解決の方法を、仲間と共に検討し導いていく。 ・年間12回の研修計画を作成し、内部研修を実施します。
③ 入退院時における病院との連携	・利用者の入院時には病院へ情報提供を行い、退院時には情報収集を行うことで、円滑に在宅復帰ができるよう支援します。	・入院後７日以内を目途に病院の担当者と連絡を取り、入院時情報提供書により必要な情報を提供します。 ・退院前カンファレンスへの出席や、家屋訪問の立ち合い等により、利用者の身体状態について情報収集を行います。
④ 地域ケア個別会議への参加と自立支援の取り組み	・各ケアマネジャーが少なくとも年１回参加し、自立支援に向けた実際のケアプランの検証や、専門職からの助言を受けます。	・会議に参加することで、利用者の潜在能力や意欲を引き出せる自立支援型ケアプラン作成に取り組みます。 ・自立を目指したＣ型通所サービス利用も積極的に提案していきます。
⑤ サービスや社会資源に関する最新情報の取得	・利用者の心身状況や環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から効果的に提供されるよう努めます。	・他事業所や多職種と連携を図り、介護保険サービスだけでなく、多種多様なサービスや医療・福祉・社会保険制度・地域の社会資源等について、最新情報の取得に努めます。
⑥ ケアプランの自己点検	・自らその提供するケアマネジメントの評価を行い、見直すことで改善と質の向上を図ります。	・事業所内で年１回ケアプランの自己点検を実施し、課題解決に取り組み、質の向上に努めます。

（2）困難事例への対応力強化

取り組み	内 容	重点事項
①困難事例検討会の開催	・事業所内で対処できない困難事例や、複合的な課題を抱える利用者について、多職種、関係機関が連携して事例検討会を開催し、支援方法の検討を行います。	・それぞれの専門職の視点から問題解決に向けて検討し、より効果的な支援の実施に繋げると共に、関係機関、専門職種との連携・協力・協働の関係を築きます。
②資源開発への提案	・個別ケースを通して地域に共通する課題を見つけ、地域包括支援センターや行政等に不足している地域の資源開発に向けた提案を行います。	・地域包括ケアシステム構築に向け居宅介護支援事業所が担っている役割として、新たな社会資源の開発を意識して取り組み、関係機関に提案します。
③災害に備えた支援体制の強化	・災害発生に備え、避難に救護が必要となる利用者に対して、個別の避難方法と支援体制を協議・検討します。	・すべての利用者の緊急連絡先が即座に確認できる体制を構築します。 ・事業所内で対応が困難な利用者に対して関係機関と連携し、地域の協力が得られるよう働きかけます。

（3）選ばれる事業所づくり

取り組み	内 容	重点事項
① 広報やホームページなどへの掲載	・居宅介護支援事業所として存在が周知できるよう掲載します。	・福祉かつらぎに特集記事を掲載します。（年１回） ・ホームページの更新を行い、わかりやすく情報を発信します。 ・ＳＮＳを活用し、身近に感じてもらえるよう日頃の何気ない情報を発信します。
② 関係機関との連携を強化	・関係機関との連携を日頃から密にし、医療機関や介護サービス事業所等から信頼されるよう努めます。	・利用者のニーズに沿ったケアマネジメントを提供し、関係機関からも信頼を得ることで、選ばれる事業所を目指します。
③ キャラバンメイト活動への参加	・認知症になっても安心して過ごせる地域づくりを目指して、キャラバンメイトの活動に積極的に参加します。	・キャラバンメイトとして交流会や認知症サポーター養成講座等に参加し活動します。 ・チームオレンジの活動にも積極的に参加します。

包括支援係　の個別計画【地域包括支援センター】

（1）包括的支援事業の取り組み

取り組み	内　容	重点事項
①介護予防ケアマネジメント業務（介護予防・日常生活総合事業におけるケアマネジメント）	・高齢者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境を踏まえ、本人が自立した日常生活が送れるよう元気いこら教室（短期集中型通所サービスC）の利用定着と自立支援ケアマネジメントを実践していきます。	・本人のできる能力に着目した介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成）に努めます。 ・短期集中型通所サービスCの充実・活用 ・活用推進に向け介護事業所やサロン等への研修会や啓発活動の実施 ・利用に伴うケアマネジメントの実践と成功事例の蓄積・取材 ・日常生活総合支援事業の自立支援の取組に対する研修会を開催
②総合相談支援業務	・少子高齢化や感染症の影響による社会参加の減少傾向などで認知症や介護に関する相談が増加の傾向です。どのような支援が必要か三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）で協議し、必要に応じて介護事業所、役場関係課、民生委員、警察、医療機関等と連携し支援を行います。また、緊急的な対応が必要な場合があり役場関係課、保健所、医療機関等と連携を図っていきます。	・本人や家族等が気軽に相談できるよう、月２回もの忘れ相談（毎月第１・第３月曜日）を実施します。 ・医療や介護につなげる必要性がある場合は、認知症初期集中支援チームの活用を図ります。
③権利擁護業務	・一人暮らしや高齢者世帯が増え、医療や介護等の支援が必要でありながら、適切なサービスや制度に結びついていない方が多くおられます。地域で安心して尊厳のある生活が送れるように専門的、継続的な視点からセンターが迅速に関わり、関係機関とも連携しながら問題解決に向けて支援します。 ・役場福祉介護課等の関係各課、警察、消費生活センター、権利擁護センター（ほっとサポートかつらぎ）等と連携し、町内で発生する虐待ケースや消費者被害の対応防止に努めます。 ・判断能力に欠ける状態にある方を適切な支援（成年後見制度、日常生活自立支援事業等）につなげます。	・本人や家族の生活状況を確認しながら必要なサービスや制度につながるよう保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職がチームを組んで支援に努めます。

④包括的・継続的ケアマネジメント業務	・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、個々の高齢者の心身の状況や変化に応じて、生活課題の解決に必要なあらゆる社会資源を活用していけるよう地域のケアマネジャーに継続的なケアマネジメントの実践を支援します。 ・ケアマネジャーの質の向上や交流を図れる手段として地域ケア研修会の開催や、個々のケアマネジャーからの支援困難ケースの相談を受け、後方支援を行います。 ・継続的な支援が必要なケースが多いため、関係機関、専門職等のつながりを強化し、チームアプローチを行い包括的、継続的なケアの推進に努めます。	・地域の介護支援専門員が自立支援を念頭に置いたケアプラン作成やサービス提供ができるよう地域ケア個別会議や地域ケア研修会を開催し、資質の向上を図ります。

（２）地域ケア会議推進事業の取り組み

包括的、継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のため、多職種協働により構成される地域ケア個別会議を行います。

取り組み	内　容	重点事項
①自立支援型地域ケア個別会議の開催	・会議の開催を通じて、地域課題の発見や自立支援に沿ったサービス提供が図れるようケアマネジャー・介護サービス事業所等を支援します。	・月１回２事例、地域ケア個別会議を開催。専門職からのアドバイスを受け、よりよいサービス提供を目指します。
②問題解決型地域ケア個別会議の開催	・会議の開催を通じて、地域課題の発見や自立支援に沿ったサービス提供が図れるようケアマネジャー・介護サービス事業所等を支援します。	・地域のケアマネジャーや事業所が抱えるケースについて必要に応じて関係者が集まり問題解決に向け、必要な支援を検討します。

（3）認知症総合支援事業の取り組み

認知症地域支援推進員を中心に認知症になっても安心して生活できる町を目指し、地域のみなさんの理解と当事者や家族の居場所づくりに努めます。

取り組み	内 容	重点事項
①つれもてカフェ（認知症カフェ）の運営	・つれもてカフェは、認知症の当事者だけでなく、医療・介護の専門職や地域の方々が集まり自由に交流することができる場所です。 ・地域のみなさんと楽しいひと時を過ごしながら、認知症についても気軽に学び、同じ悩みを持つ方とつながり、専門的な相談も受けることができる場です。	・月に４～５回程度、喫茶店やカフェを中心に開催。 ・当事者が自らの想いを語り合える居場所づくりに努めます。また、認知症についての専門職も参加し相談できる体制を作っていきます。
②認知症家族の会の支援	・認知症の方を介護されている介護者同士がこれまでの経験を語ることにより、悩みを前向きにとらえなおす憩いの場。地域包括支援センターや認知症についての専門職も参加し、認知症介護の相談もできる。	・月１回、第３木曜日に開催。 ・介護者や介護事業所等が共に参加し、認知症介護の苦労や介護方法を共に話し合える居場所づくりに努めます。
③認知症サポーター養成講座	・認知症になっても地域で安心して暮らしていけるよう、地域や職域の方々が認知症について正しい知識を学ぶ講座です。 ・講座を通じて地域の良き理解者を養成し、認知症の人や家族を応援します。	・地域住民や事業所等を対象に年４回程度の講座開催に努めます。 ・希望に応じて出張講座を開催します。
④キャラバンメイト交流会の開催	・キャラバンメイトは「認知症サポーター養成講座」の講師役です。認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向けて、キャラバンメイトの意見を伺い、互いの交流を通じて、認知症の方やその家族を見守っていける体制づくりを検討していきます。	・年１回、キャラバンメイト交流会を開催。認知症サポーター養成講座の開催方法や啓発活動についての取組みを検討します。
⑤認知症キッズサポーター養成講座の開催	・子どもたちが認知症について理解を深め、地域の高齢者や認知症の方、その家族を温かく見守り応援してもらえることを目指す講座です。 ・接し方など寸劇も交えて講座を開催します。	・教育委員会等の協力を得て、受講を希望する小学校で開催します。

⑥認知症サポーターステップアップ講座の開催	・認知症サポーター養成講座を受講された方を対象に認知症に対する理解・接し方をより深め、認知症の方やその家族を地域で実際に支えていくための方法について学んでいただく講座を開催します。	・年２回程度の開催を予定。 ・認知症の方とともに地域で取り組めることを考えます。
⑦認知症予防･理解普及啓発活動（講演会・出前講座･認知症月間啓発の開催等）	・認知症について考えていただくきっかけづくりとして、全国啓発イベントへの参加や講演会、認知症についての出前講座、認知症月間での啓発活動を実施します。	・９月の認知症月間では行政の窓口や図書館、地域の方々の協力を得て認知症に対する啓発活動を実施します。 ・認知症の正しい知識や予防について地域住民に広く理解してもらえるよう講演会や出前講座を開催します。
⑧チームオレンジの活動支援	・認知症ステップアップ講座を開催し、チームオレンジへの協力者を増やしていきます。 ・チームオレンジ活動に賛同された方々の活動を支援するため連絡会の開催や啓発活動や居場所づくりへの協力を支援します。	・ステップアップ講座を修了された方でチームオレンジへの協力者を募り、年３回程度の連絡会を開催。活動内容を検討していきます。

（４）指定介護予防支援事業の取り組み

要支援と認定された方を対象とし、その状況の悪化防止、改善や自立支援に資するケアマネジメント

取り組み	内　容	重点事項
①介護予防支援ケアマネジメント	・可能な限り自宅にて、自身が持つ能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスや地域にあるサービスなどを活用し、本人の生活意欲の向上、重度化防止を目指します。 ・要介護認定が変わっても切れ目なくサービスが提供されるよう、地域の居宅介護支援事業所と連携を図っていきます。	・本人のできる能力に着目し自立した日常生活ができるよう介護予防支援（ケアプラン作成）を行います。 ・各介護サービス事業所との連携に努めます。

（5）その他の取り組み

取り組み	内 容	重点事項
①介護予防に関わる啓発活動	・これまでの感染症の流行の影響もあってか、生活不活発による心身機能の低下が見受けられます。住民の健康（介護予防）への意識を高めてもらうため認知症、うつ、低栄養、口腔、閉じこもり予防などの介護予防啓発を図るとともに、地域包括支援センターの役割を周知することで、気軽に相談いただける顔の見える関係づくりを図ります。	・介護予防の出前講座を実施。地域のサロン等の集まりに参加させていただき介護予防の必要性や地域包括支援センターの役割を働きかけます。
②介護予防に関わる事業への協力・共催	・町関係課が実施する介護予防事業や三位一体事業、地域におけるサロン活動等に協力し、地域との交流を深め、健康増進を働きかけていきます。	・町が行う介護予防事業に協力し、地域の方々の健康増進を図ります。

花園支所・施設支援係　の個別計画

【高齢者生活福祉センター】

取り組み	内　容	重点事項
①高齢者生活福祉センター事業	・社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上を図るため、通院や買い物のための移送サービス、一人暮らし高齢者のための弁当の配食、虚弱な高齢者のための住居の提供などを行います。	・認知症の利用者が増加傾向にあり、本人はもとより、ケアマネや家族ともコミュニケーションをとりながら、地域に密着したサービスを提供し、充実していきます。
②生きがいデイサービス	・社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上を図る	・制度の周知や使ってもらいやすい雰囲気づくりを充実します。
③ふれあいサービス事業 （交通空白地有償運送）	・高齢者の社会生活上必要不可欠な外出援助 （通院・買い物・行政機関 ・金融機関等への送迎）	・交通ルールを遵守し、安心安全なサービスの充実に努めます。
④配食サービス	・地域の高齢者に対し、見守りも兼ねて職員が調理し配達 一食　４００円 毎週水曜日　夕食として	・利用者の減少傾向があるが、サービスの広報や周知により、利用者の増加を目指す。
⑤入居事業	・自宅で独立して生活するのが不安のある方（要介護１まで）に対し住居を提供し、各種相談・助言・緊急時の対応を行う。	・住みなれた地域で、安心して健康で明るい生活を過ごせるようサポートします。

花園支所・施設支援係　の個別計画

【通所介護事業】

取り組み	内　容	重点事項
①個々のニーズに沿ったサービスの提供	・利用者の身体的・精神的状態を把握し、介護計画に応じた援助を行います。 ・新しい知識の習得に努め援助します。	・コミュニケーションを図り本人・介護者とよりよい関係を作り、困りごとや問題点の解決を図ります。 ・職員の知識向上のため内外部研修・伝達講習等で研鑽を重ねます。
②介護計画書に沿った個別援助	・ケアプランの確認や調整を行い個々のニーズに合った通所介護計画書及び介護予防通所介護計画書を作成します。	・担当者会議に参加して問題点や要望を把握し、安心して援助が受けられるよう本人・介護者に説明します。
③利用者の健康管理・機能訓練	・バイタルチェック・状態の観察を行い、異常があれば介護者及び関係機関に報告します。 ・医師の指示や希望により可能な限りの機能訓練をします。	・指示を仰ぎ対処します。また、緊急を要する場合は救急車の手配をします。 ・個別の機能訓練を行います。
④安全に安心して一日が過ごせるよう配慮する	・館内での転倒防止・種々の感染病予防対策・災害時の対策を行い実行します。	・利用者の転倒がないよう移動の際は傍に付き添います。また、危険なものや危険な箇所については、排除や改修等行います。 ・感染予防対策（手洗い・マスク・消毒）を徹底し、職員の健康管理に留意します。感染症が疑わしい場合は、出勤を見合わせ受診を促します。 ・災害に際しては、ＢＣＰに基づき対応できるよう職員間でミーティングをしていきたいと思います。
⑤地域交流を図り社会からの孤立感を解消する	・住み慣れた花園で生活する喜びを感じていただきます。	・いきいき倶楽部・梁瀬小学校・各ボランティアとの調整や依頼をして、楽しい時間を過ごしていただきます。

花園支所・訪問支援係　の個別計画

【訪問介護事業】

取り組み	内　容	重点事項
①利用者に合ったサービス提供	・介護サービス、障害福祉サービスの事業所として見守り支援します。	・利用者や家族の不安や悩みをキャッチできるよう寄り添い笑顔で支援します。 ・利用者の自立の可能性引き出す支援を行います。
②ケアマネジャー、関係機関との連携	・利用者、家族、関係機関、ケアマネジャーとの連携を密に行い情報を共有し質の高いサービスの提供に努めます。	・関係者等と情報を共有することにより、利用者、家族のニーズに応じ、どこまでの支援が必要かを見極め居宅介護計画書に沿って訪問計画書を作成します。 ・担当者会議を通じて利用者や家族の要望や希望を取り入れたサービスの改善や体制の整備を図ります。 ・問題が生じた時はケアマネや関係者等に連絡し、問題解決に努めます。
③利用者に寄り添った訪問	・訪問し利用者の今の様子や変化を知ることで、ケアマネジャー等と連携を図ります。 ・少しでも長く住み慣れた地域で生活ができるよう支援します。 ・利用者の人権擁護・虐待の防止に努めます。	・訪問計画書に基づいて利用者の自宅を訪問し、住み慣れた地域で長く暮らしていけるよう支援します。 ・訪問員は、訪問宅での体調や異変等を係長に報告、連絡、相談することにより、利用者に寄り添ったサービスに繋げます。
④安心してサービスを受ける環境整備	・コロナ、インフルエンザ等感染予防として、手洗い、消毒、マスク等徹底し感染予防に努め持ち込みません。 ・訪問中の災害時には、避難所への誘導、安否確認に努めます。	・感染症に対する研修等行い職員達が感染源にならないように努めます。 ・災害時は自信と利用者の安全を優先することを考えたうえ、地域の避難経路、場所の確認を定期的に行います。
⑤職員の育成	・職員の自主的な資質向上に取り組みます。	・定期的な各研修会への参加及び職場研修、自立学習に心掛けます。